

平成 30 年 7 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社オルトプラス
代 表 者 名 代表取締役 CEO 石 井 武
(コード番号：3672 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役 CFO 執行役員 竜石堂 潤一
財務・経理部長
(Tel. 03-4405-4339)

XPEC Entertainment Inc. 及び同社前董事長である許金龍氏に対する訴訟の提起等のお知らせ

当社は、XPEC Entertainment Inc.（樂陞科技股份有限公司。以下「XPEC 社」といい、XPEC 社が発行する株式を「XPEC 社株式」といいます。）及び XPEC 社の前董事長である許金龍氏（以下「許氏」といいます。）に対して、損害賠償請求訴訟（以下「本訴訟」といいます。）の提起を台湾において行う判断をし、本訴訟における当社の請求債権を保全するために、平成 30 年 6 月 26 日付にて、XPEC 社が保有する、当社株式を含む振替社債等について仮差押命令の申立てを東京地方裁判所に対して行ったところ、同月 29 日付にて仮差押決定（以下「本仮差押決定」といいます。）がなされ、これを受けて平成 30 年 7 月 2 日付にて本訴訟を提起いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本仮差押決定及び本訴訟の提起がなされた日

本仮差押決定がなされた日：平成 30 年 6 月 29 日

本訴訟の提起がなされた日：平成 30 年 7 月 2 日

2. 本仮差押決定の債務者及び本訴訟の被告の概要

(1) 本仮差押決定の債務者

名称：樂陞科技股份有限公司（XPEC Entertainment Inc.）

住所：台湾 新北市新店區北新路三段 225 号 7 階

代表者の役職・氏名：代表董事長 陳國華

(2) 本訴訟の被告

被告①

名称：樂陞科技股份有限公司（XPEC Entertainment Inc.）

住所：台湾 新北市新店區北新路三段 225 号 7 階

代表者の役職・氏名：代表董事長 陳國華

被告②

名称：許金龍

住所：台湾 新北市新店區

3. 本仮差押決定及び本訴訟の提起に至った経緯並びにその内容

当社は、平成28年4月25日付「XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司)との資本業務提携及び第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」にて開示したとおり、XPEC社との資本業務提携（以下「本資本業務提携」といいます。）を開始すると共に、Eminent Global Limitedが保有するXPEC社株式の取得、及び、XPEC社に対する第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といいます。）の割当てを行いました。当社とXPEC社は、契約に基づき本資本業務提携に関する具体的な協議を進めておりましたが、平成28年9月14日付「台湾XPEC社に関する報道と当社業績への影響について」にて開示したとおり、百尺竿頭數位娛樂有限公司によるXPEC社に対する公開買付が中止となって以降、XPEC社株式の株価下落が続くとともに、平成29年9月12日付「XPEC Entertainment Inc. (樂陞科技股份有限公司)に関する当社の対応状況について」にて開示したとおり、平成28年11月17日にXPEC社株式の台湾グレイタイ証券市場（GreTai Securities Market）での取引が停止され、平成29年10月19日付でXPEC社株式は上場廃止となりました。このような経緯から、当社は、平成28年10月3日付及び平成29年1月6日付「特別損失（投資有価証券評価損）の計上に関するお知らせ」にて開示したとおり、XPEC社株式に関する投資有価証券評価損として、平成28年9月期に450百万円、平成29年9月期に90百万円を計上いたしました。

また、平成28年9月にXPEC社の当事の董事長である許氏が台湾検察当局に逮捕・勾留され、平成29年2月に台湾の証券取引法違反等の疑いで許氏を含む関係者が起訴され、XPEC社経営陣の辞任や交代が相次ぎました。そのような状況下において、当社はXPEC社との協議を継続するだけでなく、台湾及び日本の法律専門家と、本件に関する対応方針及び当社が被った損失を回復させるための法的手段について検討を重ねておりました。そして、平成30年2月2日の一審判決において、許氏を含む関係者に対して有罪判決が下されたことを踏まえ、XPEC社及び許氏に対して損害賠償請求を行うことが相当であると判断いたしました。

平成30年5月31日付「XPEC Entertainment Inc.による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の権利行使による当社株式の取得及び一部売却について」にて開示したとおり、XPEC社は本新株予約権付社債の全てを当社株式へ転換するとともに、転換により取得した当社株式の一部について売却を行った結果、510,698株（発行済株式総数の3.9%）の当社株式を現在保有しております。そこで、当社は、本訴訟の提起に先立ち、本訴訟における当社の請求債権を保全するために、平成30年6月26日付にて、XPEC社が保有する、当社株式を含む振替社債等について、仮差押命令の申立てを東京地方裁判所に対して行い、同月29日付にて本仮差押決定がなされました。これを受けて、当社は、平成30年7月2日付にて台湾の台北地方法院において本訴訟を提起いたしました。

4. 業績に与える影響

本仮差押決定及び本訴訟の提起が当社の業績に与える影響は軽微であります。今後の動向につきましては必要に応じて公表してまいります。

以 上